

鉱区税

この税は、地下の埋蔵鉱物を試掘・採掘するという権利（鉱業権）を与えられていることに対して課税されるものです。

■納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者



■納める額

区 分		税 率
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年額400円
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	上記税率の2/3
	採掘鉱区	
砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長1,000メートルごとに年額600円
	その他のもの	面積100アールごとに年額200円

■申告と納税

1 申告

鉱業権の取得、消滅又は変更のあった日から7日以内に申告が必要です。

申告書の提出にあたっては、個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載及び本人確認の書類が必要となります。

2 納税

県の各地域振興局・支庁から送付される納税通知書により、毎年4月1日現在の鉱業権者が5月末日までに納めます。また、年度の途中に納税の義務が発生した場合は、納税通知書により定められた期限までに月割による額を納めます。

豆 知 識

●砂鉱とは？

砂金、砂鉄、砂すず等の金属鉱のことです。

●試掘鉱区とは？

実際に採掘する前に鉱物があるかないか、採算がとれるかどうかをみるために採掘を行う鉱区のことです。

核燃料税

この税は、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に対して課税される価額割と、発電用原子炉の熱出力に応じて課税される出力割とで構成されています。

■納める人

発電用原子炉の設置者（電力会社）

■納める額

- 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の8.5%
- 出力割：発電用原子炉の熱出力に応じた額（9.5%相当）※ 熱出力千kw当たり60,060円/3か月
※令和6年7月3日まで9.5%相当（54,150円/千kw/3か月）

■申告と納税

- 価額割：核燃料を挿入した日から2か月を経過する日の属する月の末日までに、申告して納めます。
- 出力割：課税期間（6～8月、9～11月、12月～2月、3～5月）の末日の翌日から起算して2か月以内に、申告して納めます。

■税収の使途

- 原子力安全対策に充てる費用（防災対策費等）
- 環境保全対策に充てる費用（環境放射線監視センターの管理運営費、温排水影響調査費等）
- 民生安定対策に充てる費用（非常緊急用道路整備事業費、港湾整備事業費、交通安全施設整備事業費等）
- 産業振興対策に充てる費用（農道整備事業費、港湾整備事業費等）